解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

山梨県南都留郡富士河口湖町船津字桜休場
六八八七　医療法人社団月美会
清算人　小松　美月

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

大阪市中央区城見一丁目四番七〇号住友生命ＯＢＰプラザビル一五階
特定非営利活動法人Ｅ＆Ｅ
清算人　盛岡　通

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

広島市南区西旭町二〇番六号
特定非営利活動法人創業支援センター
清算人　森田　昌樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年一月二十五日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

福岡県飯塚市潤野一〇〇四―一
特定非営利活動法人アーツ・サポート２２
清算人　石原　直人

配当公告

秋田県秋田市土崎港中央二丁目二番一五号
破産者　有限会社オガタヤ電業社

右の者に対する秋田地方裁判所平成十九年(フ)第一〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一五、四〇九、〇〇一円

一、配当することのできる金額
金五、六三九、一三一円

平成二十二年二月二十二日

秋田県秋田市山王三丁目八番三四号山王ツインビル二階　破産管財人　小林　昶

配当公告

愛知県幡豆郡幡豆町大字寺部字田中六九番地四
破産者　桑原　正邦

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十年(フ)第二七五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四四、二八〇、七八二円
（内優先債権額　金四四三、四〇〇円）

一、配当することのできる金額
金二二、〇六三、八八四円
（内優先債権額　金四四三、四〇〇円）

平成二十二年二月二十二日

愛知県岡崎市竜美北一丁目三番地三三
破産管財人　倉内　充雄

配当公告

大阪府八尾市志紀町南二丁目六番地
破産者　田中　健一

右の者に対する大阪地方裁判所平成十六年(フ)第一一四七四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二九、二九一、一〇五円

一、配当することのできる金額
金一〇四、七九九、七五八円

平成二十二年二月二十二日

大阪市北区西天満四丁目三番一号トモエマリオンビル一〇階
破産管財人弁護士　菅　聡一郎

配当公告

和歌山県海南市南赤坂七番地一
破産者　株式会社Ｔ．Ｊ　Ｇｒｏｓ　ｎｅｔ

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十年(フ)第三六九六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続きに参加することができる債権の総額
金三、七三五、三五六、一二四円

一、配当することのできる金額
金五二、一〇〇、二八八円

平成二十二年二月二十二日

大阪市中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業
破産管財人　森本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡小川町大字大塚五五九番地、最後の住所栃木県芳賀郡益子町大字益子三五三六番地　被相続人　亡　岩田　利次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

事務所埼玉県東松山市日吉町二番二四号
相続財産管理人　司法書士　神田　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県入間市大字下藤沢七〇七番地、最後の住所東京都武蔵村山市三ツ藤三丁目四四番地の一四　被相続人　亡　柴崎　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区二番町五番地一、最後の住所東京都千代田区一番町一九番地麹町サニーマンション五〇一号　被相続人　亡　前田　峰子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松田　政行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区白河三丁目一一番地、最後の住所東京都墨田区向島三丁目二番五―九〇三号向島パークハイツ第二　被相続人　亡　瀧本　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

事務所東京都千代田区神田須田町一丁目四番一〇号Ｙ一〇一ビル四階白井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白井　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市松尾四〇二番地、四〇四子番地、最後の住所新潟県長岡市栃尾泉四一九番地二　被相続人　亡　渋谷　タカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十二日

新潟県長岡市栃尾旭町七番三号
相続財産管理人　目黒　啓作

第24期決算公告

平成22年2月22日

横浜市西区北幸２丁目８番29号
オスラム株式会社
代表取締役社長　奥谷　弘義

貸借対照表の要旨（平成21年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	901,011
	固定資産	132,896
	合計	1,033,907
負債及び純資産の部	流動負債	719,112
	固定負債	164,358
	株主資本	149,882
	資本金	10,000
	利益剰余金	139,882
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	137,382
	（うち当期純利益）	(119,081)
	評価・換算差額等	555
	合計	1,033,907